

住所利用サービス

■住所利用サービス(郵便ポスト付き)

利用料金 月額 8,000 円(税込)

■郵便物転送サービス(原則月1回/送料者負担)

利用料金 月額 2,000 円(税込)

◎利用規約をよくお読みいただいた上、下記に必要事項の記入及び署名捺印してお申込み下さい。

申込事項

申込日 ※		年		月				H	
氏名 ※									
会員番号 ※									
住所									
電子メール ※									
電話番号									
利用する法人名または									
屋号(複数可)※									
転送サービス利用 ※	□ 利	用す	3		利	用	L	な	ε √
(いずれかにチェック)									

〈会員意思表明〉

- 1. 私は、第9条(反社会的勢力の排除)各号のいずれにも該当しないことを確約するとともに、仮に該当した場合に、本サービス等の利用が中止されても異議を述べません。
- 2. 私は、ONtheUMEDA所在地に対し自らに独立の占有がないことを確認し、占有権を主張いたしません。
- 3. 私ないし利用する法人は、詐欺や違法な物品の取引等、違法・不正な行為は一切しておらず、将来に渡って行わないことを確約するとともに、仮に違法・不正な行為が疑われる場合に、本サービス等の利用が中止されても異議を述べません。

私は規約を遵守し、下記の意思を表明し、署名押印して ON the UMEDA 住所利用サービスに申込みいたします。

会員署名 印

〈法人意思表明〉

当社に本利用規約が適用されることを了解し、本サービス等利用に関して利用者と連帯して貴社に対する本利用規約上の義務を負うことを了承します。

法人名(屋号)

代表者名 印

ONthe UMEDA 住所利用サービス利用規約兼申込書

2020年2月1日 策定 2023年4月1日 改定

第1条 目的

ONthe UMEDA 住所利用サービス(以下、本サービスといいます)とは、月額プランを選択した会員個人、会員が代表権を有する法人または個人事業の屋号に対し、当館所在地を住所として第三者に告知することならびに当館への送付物送付を許可して月額プランを選択した会員の当館利用の利便性を高めるものです。また、当館から指定の住所へ送付物を転送することを本サービスのオプション(以下「転送サービス」といい、本サービスと転送サービスを総称して、以下「本サービス等」といいます。)として提供します。

第2条 利用条件

本サービス等の利用は、オプション対象の月額プランまたは自動付帯の月額プランを 選択している場合に限ります。また転送サービスのみの利用はできません。

第3条 利用申し込み

当館受付にてこの「申込書」に必要事項を記入し、署名を持って申込とします。

第4条 審査

申込受理後審査を行い、その結果を 10 営業日以内に電子メールにて通知します。審査の結果、ご利用をお断りする場合もございます。

第5条 利用料金

基本サービス料は月額 8,000 円 (税込) とします。転送サービスを利用する場合は基本サービス料に加え、月額 2,000 円 (税込)、をお支払いいただきます。月額プランの会費とは別料金になりますのでご注意ください。利用料金は月会費引き落としのため登録いただいたクレジットカードからの決済となります。利用料金は現金で支払うことはできません。また、利用料金の日割り計算はいたしません。

第6条 サービスの期間

本サービス等の開始は申込月からとし、利用料金の日割り計算はいたしません。本サー

ビス等の終了はサービス解除届を提出した翌月末日とします。本サービス等利用者は月額プランの期間を超えて本サービス等のみを利用することはできません。月額プランが終了した場合、本サービス等の利用も終了します。上記利用期間に拘わらず、TUCKNAL株式会社(ONthe UMEDA)は理由の如何を問わず、10日前に利用者に通知することにより本サービス等の利用を解約することができます。

第7条 途中解除による返金

- 1 本サービス等は、サービス開始の翌月末までは利用者の都合による途中解除はできません。転送サービスのみの途中解除も同様とします。また、転送サービスのみを継続して本サービスを解除することはできません。
- 2 本サービス等を途中解除する場合は、サービス解除届を提出した日の翌月末までの課金とし、日割り計算はいたしません。

第8条 住所利用に関する事項

ONthe UMEDA の所在地を住所として利用する場合は以下の事項に従うこととします。

- 1 本サービス等が終了した場合、第5条により解約された場合、または前条により中途解除した場合は、ただちに住所利用サービスの場合は住所を変更し、転送サービスの場合はサービス停止の7日前までに郵便局にて転送届を提出すること。
- 3 利用する法人名(屋号)を変更することはできないこと、やむを得ず変更する場合 は再度本申込書を提出すること。
- 4 本サービス等の利用をもって ONthe UMEDA の所在地に対し独立の占有や占有権を主張することはできないこと。
- 5 利用者が当該法人の代表権を喪失した場合にはただちに住所利用サービスの利用 停止を申し出ること。

第9条 送付物の制限事項

ONthe UMEDA の所在地への送付物送付にあたっては下記の事項に従うこととします。

- 1 送付物は A4 サイズまでとします。厚みは 3 センチ以内とします。これを超える送 付物は受理いたしません。
- 2 着払い、クール便など特殊な保管を要する送付物は受理いたしません。
- 3 一度に5口以上の大量の送付物や、3日以上にわたる繰り返し送付される同種の送付物は受理いたしません。
- 4 利用者以外の第三者に送付物の引き取りを依頼することはできません。
- 5 当館への送付物が 1 ヵ月以上引き取られない場合は、当館の判断において処分いたします。この場合、利用者ないし当該法人は、送付物に対する所有権その他の権利を放棄するものとし、一切異議を述べないものとします。

- 6 本サービス等の終了、解約、解除後に届いた送付物については、本サービス等終了、 解約、解除から 1 ヶ月以内に日本国内の利用者指定の住所宛に 1 回限り転送しま す。その後に届いた送付物は破棄します。利用者は本サービス等の解除申請後すみ やかに新住所の周知ならびに送付物配送停止や転送の手続きを遅滞なく行うもの とします。
- 7 送付物の未配達、遅配、破損・汚損など、当館宛送付物に発生するあらゆる損失に対して、それが当館での保管中の過失、事故であったとしても当館はいっさい責任を負いません。
- 8 送付物に不自然ないし疑わしい点があった場合に、利用者ないし当該法人の承諾なく、警察や行政機関等に通報をしたとしても利用者ないし当該法人は一切異議を述べないものとします。

第10条 反社会的勢力の排除

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、ONthe UMEDA は何らの催告をすることなく本サービス等の利用を解除することができ、それによって利用者に損害が生じても利用者は賠償請求することはできません。

- 1 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という。)に該当すると認められるとき、または、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者と認められるとき。
- 2 利用者の経営する法人・事業に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
- 3 利用者が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- 4 利用者が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- 5 利用者または利用者が経営する法人・事業の役員もしくは利用者の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求 行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務 妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

以上